

令和8年

和泉中央地区社会福祉協議会定期総会 議案書

日時：令和8年5月9日（土）

開会：午前10時00分

受付：午前 9時30分～

会場：泉ふれあいホーム

総会次第

1. 開会のことば

2. 会長挨拶

3. 来賓紹介挨拶

4. 議長選出

5. 議 事

第一号議案 令和7年度 事業報告

第二号議案 令和7年度 決算報告

第三号議案 会計監査報告

第四号議案 令和8年度 活動方針（案）

第五号議案 令和8年度 収支予算（案）

6. 役員紹介

7. その他

8. 閉会のことば

令和7年度事業報告

(1) 令和7年度活動方針と活動報告

泉区地域福祉保健計画の基本理念『互いに支え助け合う！誰もが安心して暮らせるまち泉』をふまえ、第4期和泉中央地区地域福祉保健計画の目標『誰もが楽しく安心して暮らせるまち～元気が出るまち、和泉中央を目指して～』を目指して活動を推進してきました。コロナ禍収束後も感染予防に努め、実情に合わせて制限の緩和や活動内容の検討をしながら活動してきました。

1. 高齢者のふれあいの場、いこいの場、健康維持・介護予防等に向けての取組を推進し、高齢者の見守りネットワークづくりを進めます。

(1) 高齢者サロン活動への支援

高齢者サロンが9町内会・自治会に設置され、「高齢者の憩いの場、ふれあいの場」として地域に根付いてきました。また、見守りの場としても機能しています。

(2) 健康体操教室や転倒骨折予防教室等の活動への支援

健康体操教室・クラブが7町内会・自治会に、また和泉中央地区に3カ所設置されています。高齢者の健康維持や老化防止に役立ち、ふれあいの場としても機能しています。

(3) ひとり暮らし高齢者の会食会（十日会）の実施

旬の食材を考慮しての食事は大変喜ばれ、健康相談や血圧測定は高齢者の健康維持に役立っています。10月からお弁当の持ち帰りを手作りの食事で会食会を再開しました。

(4) 常設サロン『いこいの家』の運営強化と『見守り活動』の拡大

平成21年10月開設以来、いつでも誰でも気軽に立ち寄れる、高齢者や障がい者等のふれあい・いこいの場所として地域に知られてきました。男性の利用者も多く、孤独化防止や見守り拠点としても期待されています。令和7年度は、52名の方がいこいの家のサポーターになってくれました。

いこいの家運営に当たり、利用者の安心・安全第一にコロナ感染防止対策ガイドラインを作成し、これに沿った運営の徹底と常時情報収集を始め啓蒙・実施に努めました。

地域やボランティア、区役所、区社協、いずみ中央地域ケアプラザ等の協力に感謝し、これからも誰でも気軽に立ち寄れる場所、ふれあい・いこいの場所となるように運営していきたいと思っています。

① 『誰もが楽しく安心して暮らせるまち』を目指し「にちようカフェ」の運営

平成29年9月より活動開始以来、住民主導による共生社会のいしずえとすることを目的とした、「にちようカフェ」を運営。利用者も増加してきています。コロナ禍収束後も感染予防に努め、実情に合わせて制限の緩和や活動内容の検討をしながら活動に取り組んできました。

② 年2回いこいの家たより発行。レンタルボックスによる手作り品の販売や写真・絵画の展示、

また、囲碁将棋や麻雀教室も定期的で開催しました。

楽しみにして来てくれる人もだんだんと増えてきています。

今年度より年数回（不定期開催）で「喫茶いこい」を始めました。

(5) その他の活動

① 平成26年12月より新しい見守り活動を開始。

和泉中央地区に住む75歳以上で、二人暮らしの方、及び昼間一人暮らしになる方を対象に、初回訪問時に防災グッズを渡し、防災グッズの点検を兼ねて年4回訪問し様子を伺っています。

今年度は50世帯の見守り訪問実施。（令和8年3月31日現在）

<p>2. 子育てサロンを開催し、子育て支援連絡会と連携し子育てを支援します。</p> <p>(1) 毎月第4水曜日、泉ふれあいホームで開催。ボランティアが多く、そのため、子どもと離れて母親同士がふれあう時間が多くとれることが特徴です。令和7年度も、感染予防のガイドラインに沿って、リズムに合わせての遊びや人形劇等、活動内容を検討して安全性を重視したサロンづくりをしました。子どもたちの笑顔や成長にボランティアも元気をもらっています。</p>	(2) 1 2															
<p>3. 障がい者理解・支援に向けての取り組みを推進します</p> <p>(1) 障がい者施設との交流・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交流のための「いこいの家」のイベントや「ふるさとまつり」に参加要請や、地蔵原の水辺から泉中央公園までの「散歩と花火の会」を計画しましたが、台風大雨の為中止、和泉中央地区障がい者福祉施設職員との意見交換会及び福祉施設職員との交流会（親睦会）を実施。 今後の災害に備え、和泉中央地区で行っている防災訓練等に参加し、顔見知りになり、情報交換の場にして欲しい。また、地域のイベントなどに参加し利用者の様子を知ってもらうことにより、いざというときの助けになるのではないかと期待しています。 <p>(2) 災害時要援護者支援事業の推進協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援の事業は一朝一夕には進みませんが、見守り活動や近隣の支え合いによって地域連携が進み、住みよく安心して暮らせる地域ができることを確認して事業推進に協力しました。 	3 4 5 6 7 8 9 10 11															
<p>4. 地域連帯意識の高揚に向け、和泉中央地区経営委員会が実施する「ふるさとまつり」に協力します。</p> <p>(1) 「令和7年度 和泉中央地区ふるさとまつり」は、会場が泉中央公園から、地蔵原の水辺に戻り大勢の人で賑わいました。</p>	(3) 1															
<p>5. 福祉の地域づくりの推進に向け、研修を進めます。</p> <p>(1) 今年は、泉公会堂にて「精神障害者の地域生活支援」について研修その後非営利活動法人「四季の会」施設見学、就労継続支援B型「ステップ四季」見学を実施しました。</p>	2 3															
<p>6. 賛助会費募金の取組を推進し、その還元金を各事業の運営費として助成します。</p> <p>(1) 地域の皆様のご協力により、各事業に予算通り助成することができました。</p> <table border="1" data-bbox="199 1108 1412 1243"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4 年度賛助会費</th> <th>R5 年度賛助会費</th> <th>R6 年度賛助会費</th> <th>R7 年度賛助会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募金額</td> <td>1,021,988 円</td> <td>970,150</td> <td>1,079,930</td> <td>1,053,825</td> </tr> <tr> <td>還元金</td> <td>510,994 円</td> <td>485,075</td> <td>539,000</td> <td>632,000</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 泉区社会福祉大会において表彰された自治会・町内会 (表彰基準：目標額の200%以上を達した自治会・町内会) ・和泉東町内会 ・和泉町わかば会 ・上和泉西部自治会 ・和泉町さつき会 ・神田町内会 		R4 年度賛助会費	R5 年度賛助会費	R6 年度賛助会費	R7 年度賛助会費	募金額	1,021,988 円	970,150	1,079,930	1,053,825	還元金	510,994 円	485,075	539,000	632,000	4 5 6 7 8 9
	R4 年度賛助会費	R5 年度賛助会費	R6 年度賛助会費	R7 年度賛助会費												
募金額	1,021,988 円	970,150	1,079,930	1,053,825												
還元金	510,994 円	485,075	539,000	632,000												
<p>7. 地域福祉活動の啓発や活動の充実に向けて広報『地区社協だより』を発行します。</p> <p>(1) 年3回発行しました。(7、12、3月)</p>	10 11															
<p>8. 地域の力を活用した支え合いの仕組みづくりとして「ふれあいヘルプ事業」を推進します。</p> <p>平成24年9月より始めた「ふれあいヘルプ事業」もボランティア、連合自治会町内会などの協力を得て徐々に利用者も増え、地域に知られてきています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動件数……139件。初夏～秋にかけて猛暑が続き、熱中症や脱水症に注意して活動しました。 主な活動……庭の草取り、伸びすぎた庭木の枝切り・整枝、窓拭き、風呂掃除、トイレ掃除、ゴミ出し、買い物手伝い、電球の交換、雨戸の開閉、花の水やり、小修理など短時間で出来ることのお手伝い等を実施しました。 <p>足腰が弱くなってきたり、手に力が入らなくなったり、今までできていたことが思うようにできなくなり、日常生活に支障が出てきたり、不安を感じる方々にヘルプ活動は大変喜ばれています。</p> <p>ボランティアの高齢化等の課題もありますが、これからも関係機関と連携を取り、支援が必要な方への活動が定着し、地域ぐるみの活動となることを目指して行きたいと思っています。</p>	12 13 14 15 16 17 18															

第四号議案

令和8年度活動方針（案）

第5期泉区地域福祉保健計画の基本理念『互いに支え助け合う！誰もが安心して暮らせるまち泉』をふまえ、第5期和泉中央地区地域福祉保健計画の目標『豊かな自然と人情のまち～和泉中央』を目指して活動を推進します。

1. 高齢者のふれあいの場、いこいの場、健康維持・介護予防等に向けての取組を推進し、高齢者の見守りネットワークづくりを進めます。
 - ・高齢者サロン活動への支援
 - ・健康体操教室や転倒骨折予防教室等の活動への支援
 - ・一人暮らし高齢者の会食会（十日会）の実施
 - ・常設サロン『いこいの家』の運営強化と『見守り活動』の拡大
 - ・『誰もが楽しく安心して暮らせるまち』を目指し「にちようカフェ」の運営
2. 子育てサロンを開催し、子育て支援連絡会と連携し子育てを支援します。
 - ・イベントを取入れ参加者の増加を図る
3. 障がい者理解・支援に向けての取組を推進します。
 - ・障がい者施設との交流・連携
 - ・災害時要援護者支援事業の推進協力
4. 地域連帯意識の高揚に向け、和泉中央地区経営委員会が実施する『ふるさとまつり』に協力します。
5. 福祉の地域づくりの推進に向け、研修を実施します。
6. 賛助会費募金の取組を推進し、その還元金を各事業の運営費として助成します。
7. 地域福祉活動の啓発や活動の充実に向けて広報『地区社協だより』を発行します。
8. 地域の力を活用した支え合いの仕組みづくりとして『ふれあいヘルプ事業』を推進します。

和泉中央地区社会福祉協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、横浜市泉区和泉中央地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、和泉中央地区内の住民が、協力して地域社会の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内における社会福祉問題（児童・高齢者・母子・父子・障害福祉と健康、文化生活環境など）の調査、対策協議並びに事業を計画し、その実施に当たる。
- (2) 社会福祉に対する住民の理解と関心を高めるため啓発宣伝を行う。
- (3) 地区内諸団体間の事業に対し、その連絡調整と活動の増進を図る。
- (4) 社会福祉に関する各種募金運動に積極的に協力する。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第4条 本会は、地区住民（世帯単位）をもって組織する。
2 その他、本会に関係ある団体。

第5条 本会に次の事業部を置く。

- (1) 地域支援部：常設サロン「いこいの家」
- (2) 高齢者支援部Ⅰ：高齢者サロン、高齢者見守り
- (3) 高齢者支援部Ⅱ：健康づくり
- (4) 高齢者支援部Ⅲ：ふれあいヘルプ
- (5) 子育て支援部
- (6) 障がい者支援部

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 若干名、会計 1名
会計監査 2名、理事 委員

第7条 役員を選出

- (1) 会長、副会長、事務局長、同次長、会計は理事の互選とする。
- (2) 理事並びに会計監査は、会員より選出する。

第 1 頁
第 2 頁
第 3 頁
第 4 頁
第 5 頁
第 6 頁
第 7 頁
第 8 頁

第8条 役員職務

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、会長の職務を代行する。
- (3) 事務局長、同次長は、会務を処理する。
- (4) 会計は、会長の命を受け、会の経理を処理する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、事業の決定をする。
- (6) 会計監査は、会計を監査する。

第9条 役員任期

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

第4章 会議と事業と経費

第11条 総会は年1回、理事会は必要により開き、事業運営に関する事項を議決し、執行する。

第12条 本会の経費は会費、交付金、賛助会費還元金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

付 則

- 1 この会則の変更は総会において行う。
- 2 この会則は昭和62年5月24日より施行する。
- 3 会則の一部改訂 平成13年5月27日
- 4 会則の一部改訂 平成15年5月25日
- 5 会則の一部改訂 平成19年5月20日
- 6 会則の一部改訂 平成27年5月9日
- 7 会則の一部改訂 平成30年5月12日
- 8 会則の一部改訂 令和5年3月2日（役員会承認）（5月6日総会報告）